

令和3年度の国民健康保険料は据え置きとします ～新型コロナウイルス感染症への対応～

1 経過

令和3年度の国民健康保険料のあり方については、令和2年10月26日に西東京市国民健康保険運営協議会に諮問し、令和3年1月20日までの間、計3回の審議を経て、1月29日に答申をいただきました。

答申では、令和3年度の保険料率について、「西東京市国民健康保険財政健全化計画に基づき改定することが妥当である」とされ、付帯意見として、「保険料率の見直しに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が市民生活や市内経済にもたらす甚大な影響など、日々刻々と変化する感染症の影響を考慮し、柔軟な対応を検討すること」とのご意見をいただきました。

2 令和3年度の国民健康保険料について

令和3年度の国民健康保険料については、答申における付帯意見を踏まえるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が被保険者の生活に与える影響等を鑑み、保険料率を据え置くこととしました。

(参考) 新型コロナウイルス感染症への対応 (令和3年1月末時点)

	件数 (累計)	金額 (累計)
保険料の徴収猶予	474 件	55,941,804 円
保険料の減免	827 件	81,633,338 円
傷病手当金	8 件	589,362 円
納付相談	1,139 件 (令和2年4月以降)	

【問い合わせ先】 市民部 保険年金課 (TEL : 042-460-9822)